



2026 年 8 月 6 日

各 位

会社名 株式会社オーハシテクニカ
代表者 代表取締役社長 廣瀬 正也
(コード：7628 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 堀 正人
TEL：03-5404-4420

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 12 日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 100,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,129 円
(4) 処 分 総 額	112,900,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社及びオーハシ技研工業株式会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社及びオーハシ技研工業株式会社に対する役務提供の対価として従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026 年 5 月 12 日付で本制度の導入を公表いたしました。（本制度の概要につきましては、2026 年 5 月 12 日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者

である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、当社及びオーハシ技研工業株式会社が定める株式給付規定に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数 25,781,920 株に対し 0.39%（2026年3月31日現在の総議決権個数 254,555 個に対する割合 0.39%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2026年5月12日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 本信託の概要

- （1）名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- （2）委託者 : 当社
- （3）受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- （4）受益者 : 従業員のうち株式給付規定に定める受益者要件を満たす者
- （5）信託管理人 : 当社の従業員から選定
- （6）信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- （7）信託の目的 : 株式給付規定に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- （8）本信託契約の締結日 : 2026年8月21日
- （9）金銭を信託する日 : 2026年8月21日
- （10）信託の期間 : 2026年8月21日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,129 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上